

大地震等における生徒の安全確保と引き渡しについて

【適用】

この規定は、朝来中学校校区において「震度5弱以上」の地震発生時およびそれに類する大規模な災害発生時に適用します。

【内容】

朝来市を含む地域に**震度5弱以上**の地震が発生した場合、教育活動を中断し、原則として次のように対応します。

地震発生時	対応のルール
在校中	生徒を校地内の安全性の高い場所に避難させ、保護者が引き取りに来られるまで生徒を学校に待機させます。
登校前	自宅または避難場所での待機とします。

参照：文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害等）作成の手引き」

※登下校時の場合、安全な場所に一時避難してから、学校・自宅の近い方に避難させてください。

※震度4以下

の地震が発生した場合は、通常どおりの教育活動を行うことを基本とします。

在宅中の場合は、通学路の安全を確認したうえで登校させてください。

【生徒の引き渡し方法】

ア 生徒を校地内の安全性の高い場所に避難させ、保護者（引き取り者）の引き取りを待たせます。

（場所については、メール一斉配信やケーブル放送などを使用して発信します）

イ 保護者（引き取り者）が引き取りに来られたら、担任は保護者（引き取り者）に署名をしていただいた後に、生徒を直接引き渡します。

ウ 引き渡しカードに書いてある方以外が引き取りに来られる場合は、学校に連絡をください。

【教育活動再開について】

避難者の救援・救助等の状況の把握、校地内・周辺地域・通学路等の安全確認を行った上で、教育活動が再開できるかどうかを判断します。その際は、学校から連絡をします。

【引き渡しカードの記入について】

引き渡しをスムーズに行うために、引き取りに来られる方を確認し、学校で保管します。

連絡カード（入学後に記入していただくカード）の裏面に印刷してあります。

※記入例

引き取り者名		生徒との関係	電話番号
1	朝中太郎	父	090-1234-5678
2	朝中花子	母	079-677-○×△□
3			